

県内19市町の温室効果ガス削減目標等

2025年9月末時点

自治体	カーボン ニュートラル 宣言状況 ※①	市町施設の 削減計画 (事務事業編) ※②		市町全域の 削減計画 (区域施策編) ※④
		2030年度 削減目標	2022年度実績 (2013年度基準) ※③	2030年度 削減目標
1 金沢市	済	▲60%	▲19.9%	▲50%
2 七尾市	済	▲50%	▲35.0%	▲50%
3 小松市	済	▲50%	▲34.7%	▲50%
4 輪島市	済	▲50%	▲27.8%	▲25%
5 珠洲市	済	▲40%	▲29.6%	▲26%
6 加賀市	済	▲60%	▲20.8%	▲50%
7 羽咋市	済	▲50%	▲17.9%	▲50%
8 かほく市	済	▲40%	▲12.4%	▲46%
9 白山市	済	▲60%	▲21.9% (2015年度基準)	▲28%
10 能美市	済	▲57%	▲25.2%	▲50%
11 野々市市	済	▲51%	▲13.6%	▲50%
12 川北町	未	▲50%	▲24.1%	未策定
13 津幡町	済	▲51%	▲21.7%	▲50%
14 内灘町	済	▲46%	▲14.1%	▲46%
15 志賀町	未	▲51%	▲31.8%	未策定
16 宝達志水町	未	▲40%	▲24.2%	未策定
17 中能登町	済	▲55%	▲18.9% (2016年度基準)	未策定
18 穴水町	済	▲50%	▲27.1%	未策定
19 能登町	未	▲50%	▲36.5%	未策定
石川県	済	▲60%	▲20%	▲50%

<参考>

- ①カーボンニュートラル宣言は任意である。
- ②地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項で、全市町が策定するものとされている。
- ③温対法第21条第15項で、実施状況を公表しなければならないとされている。
- ④温対法第21条第3項及び第4項で、中核市（金沢市）は策定するものとされ、他の市町は策定するよう努めるとされている。